

重粒子線がん治療施設整備運営事業

民間事業者決定基準

平成 25 年 7 月 31 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

《 目 次 》

第 1	総則	1
1	民間事業者決定基準の位置付け	1
2	民間事業者の選定方法	1
3	審査の手順	1
4	資格審査	1
5	土地貸付条件確認	1
6	提案審査	2
7	民間事業者の決定	2
第 2	提案審査	3
1	基礎審査	3
2	総合評価審査	3
第 3	民間事業者の決定	6
1	最優秀提案の選定	6
2	民間事業者の決定	6

第1 総則

1 民間事業者決定基準の位置付け

本民間事業者決定基準は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）が、「重粒子線がん治療施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、最優秀提案の選定方法、民間事業者の決定方法等を示したものである。

なお、本民間事業者決定基準において使用する用語は、募集要項に基づくものとする。

2 民間事業者の選定方法

(1) 選定方法の概要

病院機構は、選定手続きにおける透明性、公平性及び競争性を確保しつつ、長期間にわたり、安全で質の高い最先端のがん治療を府民に提供できる提案内容の民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、本事業への参加を希望する応募者を広く募集する。

民間事業者の決定に当たっては、応募者が提案した提案内容について、本民間事業者決定基準に基づいて総合的に評価する。

(2) 選定委員会の設置

提案の審査に当たっては、学識経験者等で構成する「重粒子線がん治療施設整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

3 審査の手順

審査の手順は、図1のとおりとする。

なお、提案内容や趣旨を確認するため、選定委員会は応募者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

4 資格審査

募集要項に示す、応募者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。

5 土地貸付条件確認

土地貸付条件が規定地代を下回っていないことを確認する。

6 提案審査

応募者から提出された提案書に記載された内容（以下「提案内容」という。）を審査する。

(1) 基礎審査

基礎的事項に関する審査として、提案内容が基礎的事項を満たしていることを確認する。これらが認められない場合は失格とする。

(2) 総合評価審査

基礎審査を通過した提案内容について、土地貸付条件審査と事業計画に関する定性的事項に関する審査を行う。

なお、定性的審査の評価項目のうち、「リスク管理・モニタリング」について、D又はE評価となった提案は、失格とする。

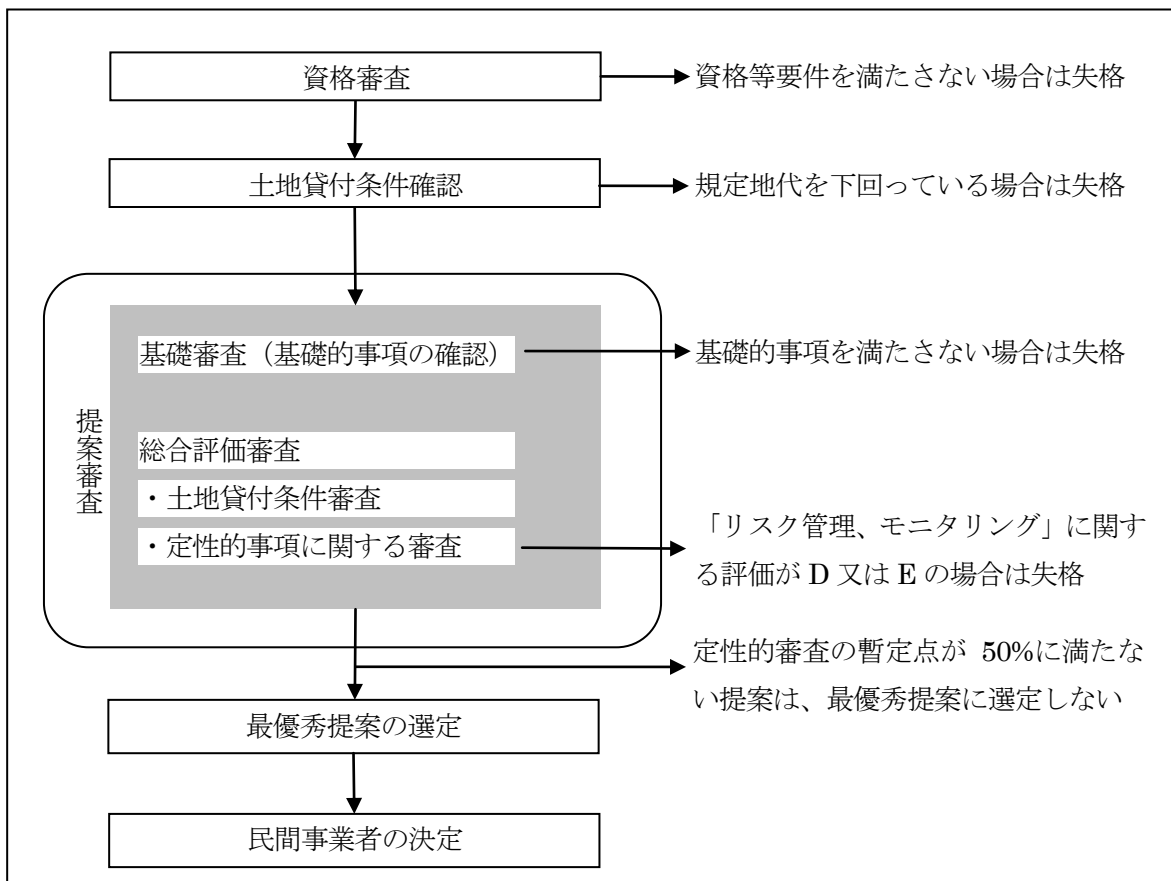
7 民間事業者の決定

選定委員会の各委員は、総合評価審査の基準をもとに担当項目について審査を行い、その審査結果の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

ただし、定性的審査の暫定点が50%に満たない提案は、最優秀提案としての選定対象としない。

病院機構は、この選定委員会の審査結果を踏まえ、民間事業者を決定し、選定結果等を速やかに公表する。

図1 審査の手順



第2 提案審査

1 基礎審査

選定委員会は、提案書の内容が基礎的事項を充足しているかどうかについて、表1「基礎的事項の審査基準」により確認を行う。基礎的事項の審査内容を満たしていない場合は失格とする。

表1 基礎的事項の審査基準

基礎的事項		審査内容
運営業務	運営業務	運営事業者が医療施設の経営実績を有していること。
	応募者等の構成	応募者等が資格等要件を満たしていること。 実施体制及び業務が明示されていること。
	運営業務計画	年間800人以上の重粒子線がん治療を目標としていること。
	治療方針	提示された業務計画が、安全で質の高い治療であること。
資金・事業実施計画	事業費の算出根拠	算出根拠が明示されていること、各提出書類の計数間の整合性がとれていること。
	資金調達・返済方法	資金調達先、調達額、調達条件（金利等）が明示されていること。 毎年の金融機関等に対する元金及び借入金利の返済に問題がないこと。
	金融機関等の事業融資に関する関心表明書等	金融機関等の事業融資に関する関心表明書又はこれに類する書類が添付されていること。 また、自己資金等、金融機関等の事業融資部分以外の資金については、応募者自身による資金調達に関する説明書（客観性及び確実性に留意したもの）が添付されていること。
	実現可能性等	資金調達計画・事業収支計画が具体的に示され、明らかに実現不可能なものでないこと。
施設整備計画	提案内容が、実施方針に定めた要求水準に示す業務内容を網羅し、要求事項を満たしていること。 ・要求した施設、装置等が計画されていること。 ・法的条件を満たしていること。 実現可能な事業スケジュールであること。 提示された施設整備計画が、明らかに実現不可能なものではないこと。	

2 総合評価審査

総合評価審査の配点は、土地貸付条件審査 10 点、定性的事項審査 110 点の合計 120 点とする。

(1) 土地貸付条件審査

募集要項等に基づき、想定地代について、下記の方法により評価する。

ア 土地貸付条件審査による得点は、次のとおりとする。

- ・土地貸付条件（借地料）が最大となった提案を10点とする。
- ・他の提案は下記の計算式により算定した得点とする。

【計算式】

土地貸付条件審査の得点＝10点×（当該応募者の借地料総額÷応募者のうち最大の借地料総額）
×（応募者のうち最短の定期借地期間÷当該応募者の定期借地期間）

※定期借地期間については、施設の建設期間に運営期間、解体撤去期間を加えた期間とする。

(2) 定性的審査

提案内容の定性的事項は、表2「評価項目と配点」に示す評価項目について、表3「定性的事項に係る審査の視点」に基づき算定する。

表2 評価項目と配点

評価項目		配点
1	事業実施方針・体制	50
	1) 事業実施方針	5
	2) 運営体制	10
	1 治療方針	
	2.府の医療政策との整合性	
	3.医師等スタッフの配置計画の妥当性	
	4.年間治療日数の妥当性	
	5.1日のタイムスケジュールの妥当性	
	6.人材育成・確保方策	
	3) 利便性	10
	1.患者の利便性（診療日時等）への配慮	
	2.料金設定の妥当性	
	4) 収支計画	15
	1.財務状況	
	2.患者数の妥当性・患者確保対策	
	3.維持管理・修繕計画の適切性	
	5) リスク管理、モニタリング	10
	※ D又はE評価となった場合は、失格	
	1.患者・従事者の安全確保対策	
	2.リスクの認識及び管理の適切さ	
	3.放射線の境界等におけるモニタリングなど	
	4.自己点検の仕組み	
2	施設整備計画	30
	1) 建築計画	10
	1.安全性	
	2.機能性利便性	
	3.大手前・森之宮地区の土地利用基本計画（素案）との整合性	
	4.周辺環境、景観との調和等	
	5.敷地内の緑化計画	

2) 治療装置計画	1.治療装置、設備の性能	10
	2.加速器・照射システムの効率的な運用・制御	
	3.先進性や将来の技術変化等への対応	
	4.利便性・快適性	
3) 建設工事の施工	1.スケジュールの妥当性	10
	2.工事期間中の周辺環境への配慮	
3 公共性・公的役割の評価		20
1) 公共性	1.成人病センターとの連携	10
	2.他の医療施設等との連携	
	3.利益還元策に対する評価	
2) 公的役割	1.治療対象部位とその治療開始スケジュール	10
	2.難治がん等における治療プロトコールの検討・作成	
	3.他の医療・研究機関等に対する人材育成方策	
4 総合的な評価	提案内容の総合的な評価	10
合 計		110

表3 定性的事項に係る審査の視点

- 1 事業実施方針体制 50点
- 2 施設整備計画 30点
- 3 公共性・公的役割の評価 20点
- 4 提案内容の総合評価 10点

ア 提案内容は、定性的事項の評価項目毎に、表4「定性的事項における評価区分と算定方法」に示すAからEの5段階のいずれかに評価する。

表4 定性的事項における評価区分と算定方法

評価区分	評価の意味合い	算定方法
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点×75%
C	普通である	配点×50%
D	やや劣っている	配点×25%
E	劣っている	配点×0%

- イ 各提案の定性的審査の得点は、アにより評価された各項目の点数の合計（以下「暫定点」という。）を次式に代入して算出する。
なお、得点は小数点第3位を四捨五入して求めるものとする。

[算定式]

$$\text{定性的審査の得点} = 110 \text{ 点} \times \frac{\text{各提案の暫定点}}{\text{提案の最高の暫定点}}$$

第3 民間事業者の決定

1 最優秀提案の選定

下記の計算式で総合得点の最も高い提案を最優秀提案とする。

$\text{総合得点(120点満点)} = \text{土地貸付条件の得点(10点満点)} + \text{定性的審査の得点(110点満点)}$

2 民間事業者の決定

病院機構は、選定委員会の審査結果を踏まえ民間事業者を決定する。

なお、最優秀提案が同点の場合には、くじ引きにより民間事業者を決定する。